

自動車関係諸税の抜本見直しを求める意見書

日本経済は、一時的に為替や株価など一部に明るい兆しが見受けられたものの、一般国民は全く実感がない。それどころか社会保障・税一体改革による消費税率の引き上げがやむを得ない状況であることを考えれば、早急に国民生活への対策を講じる必要がある。自動車関係諸税が見直されることなく消費税率のみが引き上げられた場合、取得・保有・走行の各段階で何種類も複雑かつ加重に課せられている不条理な税制が解消されないどころか自動車に関わる税負担は更に増大し、自動車が生活必需品となっている地方をはじめ今まで以上の家計負担を国民に強いこととなる。また、日本に「モノづくり」を残すためにもこれ以上の国内産業の空洞化には歯止めをかけなければ、今後地方の経済や雇用にも悪影響を及ぼす事が懸念される。

したがって、国民の家計負担に対する生活減税として、また地方をはじめとした経済・雇用対策として、更には、国内産業基盤を維持するためにも平成26年度税制改正において簡素化・負担の軽減に繋がる自動車関係諸税の抜本改革を必ずや実現するべきと考え、以下の内容について要望する。

記

1. 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る。
 - 1) 自動車取得税を見直し、それに伴う代替財源として自動車の保有に係る税を増税しない。
 - 2) 自動車重量税を見直し、抜本改革を実現する。
2. 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る。
 - 1) 「当分の間として措置される税率」(旧暫定税率)は見直し、負担の軽減を図る。
 - 2) 複雑な燃料課税を簡素化する。
 - 3) タックスオントックスを解消する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣	安倍晋三
総務大臣	新藤義孝
財務大臣	麻生太郎
経済産業大臣	茂木敏充
国土交通大臣	太田昭宏
環境大臣	石原伸晃